株式会社　ユカリア

定　　款

2005年1月17日作成
2005年1月17日公証人認証
2005年1月17日会社成立
2023年3月28日改定
2024年 8月 9日改定
2024年 9月 1日改定

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社ユカリアと称し、英文では EUCALIA Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 病院、医院、老人福祉施設の経営に関するコンサルティング
2. 医薬品、医療機器、医療用品及び衛生用品の販売
3. 医療用機器、器具、機械、用具の販売ならびにこれら製品に関連して使用される付属品、部品、消耗品の開発、製造、販売及び保守管理業務
4. 電気通信機器、情報処理機器、事務用品機器の販売ならびにこれらの製品に関連して使用される付属品、部品、消耗品の販売及び保守管理業務
5. 医薬品、医薬部外品、化粧品、検査用機材、衛生用品、消耗品の製造、輸出入及び販売
6. 医療機関の医薬品、診療材料などの管理業務
7. 各種動産のリース、賃貸借及び保守管理
8. 不動産業
9. 債権の買い取り業
10. 金融業
11. 会計に関するコンサルティング業務
12. 財務に関するコンサルティング業務
13. 労働者派遣業
14. 有料職業紹介事業
15. 介護事業に関するコンサルティング業
16. 情報システムの企画、開発、運営、管理、保守、販売及びコンサルティング
17. コンピューターソフトウェア及びハードウェアの製作、受託及び販売
18. 医療機関向け床頭台レンタル事業
19. インターネット、携帯情報端末機器での広告・企画・立案・コンテンツ作成・各種情報提供サービス、各種情報仲介サービス
20. インターネット、携帯情報端末機器を利用した新規ビジネスの企画・開発・実施
21. 人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画・開発、販売・保守、仲介、斡旋
22. 各種医療データの分析、調査、コンサルティング業務

23. 医療機関における治験受託業務
24. 医療、医学教育に関する調査、研究、出版
25. 携帯電話等の販売代理店業
26. 建築の企画、デザイン
27. 建築物の設計、工事監理
28. 内装の設計、施工
29. 建築物に関する調査、鑑定
30. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機　関）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告の方法）
第５条　　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、１３６，１６０，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招　集）
第１２条　定時株主総会は毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者および議長）
第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

２．　会社法３０９条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、８名以内とする。

２．　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４．　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

２．　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長１名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

２．　前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

（重要な業務執行の決定の委任）

第３０条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役の責任免除）

第３１条　当会社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第３２条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３３条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３４条　　監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）
第３５条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）
第３６条　　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第３７条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第３８条　　会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の過半数の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第３９条　　当会社は、会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第４０条　　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４１条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当等の基準日）

第４２条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２．　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

３．　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（利益配当金の除斥期間）

第４３条　　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２．　未払の配当金には利息をつけない。

附　　則

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

２０２２年１２月３１日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第４２３条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第３５条の定めるところによる。

（実施・改定日）

本定款は、2005 年 11 月 14 日より改定・施行する。
本定款は、2006 年 4 月 20 日より改定・施行する。
本定款は、2006 年 7 月 20 日より改定・施行する。
本定款は、2007 年 8 月 13 日より改定・施行する。
本定款は、2008 年 3 月 28 日より改定・施行する。
本定款は、2008 年 7 月 18 日より改定・施行する。
本定款は、2010 年 3 月 19 日より改定・施行する。
本定款は、2012 年 3 月 23 日より改定・施行する。
本定款は、2012 年 4 月 20 日より改定・施行する。
本定款は、2014 年 3 月 27 日より改定・施行する。
本定款は、2016 年 3 月 28 日より改定・施行する。
本定款は、2019 年 8 月 23 日より改定・施行する。
本定款は、2022 年 3 月 29 日より改定・施行する。
本定款は、2022 年 8 月 19 日より改定・施行する。
本定款は、2023 年 3 月 28 日より改定・施行する。

本定款は、2024年8月 9日より改定・施行する。
本定款は、2024年9月 1日より改定・施行する。